指定訪問看護事業重要事項説明書（医療保険）

１．　指定訪問看護事業を提供する事業所

（１）事業者名称	大阪みなみ医療福祉生活協同組合
（２）代表者氏名	理事長　　中村　三千人
（３）所在地 連絡先	大阪府羽曳野市南恵我之荘 4-5-1 電話番号　０７２－９３７－７４４１ ホームページ　http://www.habikino-coop.or.jp

２．　指定訪問看護事業を担当する事業所

（１）事業所名称	訪問看護ステーションきずな （ステーションコード　38-9,004,9）
（２）事業所所在地 連絡先	大阪府羽曳野市南恵我之荘４-５-１ 電話番号　０７２－９３８－６４２５
（３）事業所管理者	林　朋子
（４）事業実施地域	羽曳野市　藤井寺市　松原市
（５）その他指定	指定居宅サービス事業者（訪問看護） 指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護） 居宅療養管理指導サービス事業者 介護予防居宅療養管理指導事業者 生活保護法指定医療機関 指定小児慢性特定疾患医療指定機関 指定難病指定医療機関

３．　事業の目的

大阪みなみ医療福祉生活協同組合が設置する訪問看護ステーションきずなの専門職員が疾病または負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が必要と認めた者に対し、快適な在宅生活を送るための支援を提供する目的とします。

４．　事業の運営方針

（１）　指定訪問看護事業の運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能回復を目指すものとします。

５．　事業所の営業日、営業時間等

（１）営業日	月曜日から土曜日まで（ただし、祝日、１２月３０から１月４日までを除く）
（２）休日	日曜日、祝日、１２月３０日から１月４日まで
（３）営業時間	午前９時から午後５時までとする。ただし土曜日は午後１時まで
（４）サービス提供日	通常、営業日と同様。ただし、特別な事情により必要と認めた場合は休業日にもサービス提供を行います。
（５）サービス提供時間	午前９時から午後５時、必要時や緊急時は時間外対応可能

６．　事業所の従業者体制

職種・職務の内容	員数
（１）管理者（＊看護職員を兼務）	常勤　１　人
（２）　看護職員 看護職員は主治医が交付する指示書に基づきサービスの提供にあたります。	常勤　３　人（管理者含む） 非常勤　１　人 ＊常勤及び非常勤、常勤換算８人以上確保

７．　指定訪問看護の内容

（１）　訪問看護計画書の作成および利用者又はその家族への説明

＜サービス内容の例＞

① 病状・障害の観察
② 清拭・洗髪等による清潔の保持
③ 食事及び排泄等の日常生活の世話
④ 床ずれの予防・処置
⑤ リハビリテーション
⑥ ターミナルケア
⑦ 認知症患者の看護
⑧ 療養生活や介護方法の指導
⑨ カテーテル等の管理
⑩ その他医師の指示による医療処置

（２）　訪問看護計画に基づく指定訪問看護

（３）　訪問看護報告書の作成

８．　指定訪問看護サービスの利用料と自己負担

訪問看護サービスの利用料と自己負担額の目安は、別紙「指定訪問看護サービス利用料について」の通りです。

9．交通費の徴収

通常の事業の実地地域を越えて行う事業に要する交通費はその実費を徴収します。

（１）事業所から片道おおむね２ｋｍ未満　　無料

（２）事業所から片道おおむね２ｋｍ以上　　２００円

（３）駐車場がご用意していただけない場合は、駐車料金は実費をいただきます

10．指定サービス利用料等の請求と支払い方法

（１）利用料の請求

利用料等の請求は、利用月の翌月２０日までに利用明細書を利用者あてにお届けします。

（２）　利用料等の支払い

ア）口座引き落とし

利用者ご指定の口座から引き落とします。

イ）振込み

口座名義：大阪みなみ医療福祉生活協同組合　理事長　中村三千人

三井住友銀行　城東支店　当座 2000102

ウ）現金支払い

現金による集金

11. キャンセル料

原則としてキャンセル料はいただきませんが、キャンセルされる場合はできるだけ早めにご連絡ください。

12．記録の保管

事業所は、職員ならびに施設、備品および会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、そのサービス満了の日から５年間保管します。

13．緊急時における対応方法

サービスの提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、救急隊およびご家族へ連絡します。

14．事故発生時における対応方法

利用者に対する指定訪問看護サービスにより事故が発生したときは、主治医、保険者および家族へ連絡を行います。

また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者は自己の責に帰するべき理由がなかった場合はこの限りではありません。

15．個人情報の保護と秘密の保持

（１）事業者は、収集した利用者およびその家族の個人情報については、利用者およびその家族に提示した利用目的以外には原則的に利用しないものとし、その情報を外部へ提供する場合は、事前に家族に同意を得た上で行います。

（２）事業者は、業務上知りえた利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

16. 虐待の防止

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、次のとおりの必要な措置を講じます。

（１） 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定します

虐待防止に関する責任者（担当者）	管理者　　林　朋子

（２） 従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上の研修を実施します。

（３） 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置します。

（４） 虐待防止のための指針を作成します。

（５） サービス提供中に、職員または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

17. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様について記録を行います。また、事業者は、身体拘束を亡くしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性　：　直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性　：　身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性　：　利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

18. 業務継続計画の策定等

(1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。

(2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年１回以上）に行います。

(3) 感染症や災害が発生した場合においても、迅速に行動できるように訓練を実施します。

19. 衛生管理等

(1) 感染症予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設立します。

(2) 感染症予防及びまん延防止のための指針を作成します。

(3) 感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します

(4) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(5) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

20. 重要事項の説明年月日

令和　　年　　月　　日

私は、この重要事項説明書に基づき、重要事項を説明しました。

【事業者】

事業者名称　　訪問看護ステーションきずな

管理者　　林　朋子

説明者　　林　朋子　　㊞

【利用者】

住所

氏名　　㊞

【署名代行者】

氏名　　.　　本人との関係　　.

以下余白

指定訪問看護サービス利用料について

１．　訪問看護サービスの利用料と自己負担の目安

（１）　健康保険制度、後期高齢者医療制度による訪問看護の利用料は

ア　訪問看護基本療養費、イ　訪問看護管理療養費、ウ　訪問看護情報提供療養費の合計額になります。

ア－１　訪問看護基本療養費（１日につき）　　（単位：円／回）

項目			利用料	自己負担額の目安		
				１割	２割	３割
基本療養費	訪問看護基本療養費（Ⅰ）　＊１	週３日目まで	５,５５０	５５５	１,１１０	１,６６５
		週４日目以降	６,５５０	６５５	１,３１０	１９,６５
	訪問看護基本療養費（Ⅱ）　＊２	週３日目まで	５,５５０	５５５	１,１１０	１,６６５
		週４日目以降	６,５５０	５５５	１,３１０	１,９６５
	訪問看護基本療養費（Ⅲ）＊３		８,５００	８５０	１,７００,	２,５５０
加算	難病等複数回訪問加算　＊４	１日に２回	４,５００	４５０	９００	１,３５０
		１日に３回以上	８,０００	８００	１,６００	２,４００
	長時間訪問看護加算　＊５		５,２００	５２０	１,０４０	１,５６０
	乳幼児加算、幼児加算　（１日）		１,５００	１５０	３００	４５０
	複数名訪問看護加算　＊６	他の看護師	４,５００	４５０	９００	１,３５０
	夜間・早朝訪問看護加算　＊７		２,１００	２１０	４２０	６３０

＊１　訪問看護指示書および訪問看護計画に基づき、サービスを提供した場合の基本療養費

＊２　同一建物に居住する複数の利用者へ同一に訪問看護指示書および訪問看護計画基づき、サービスを提供した場合の療養費

＊３　入院中であっても、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められたものに対して、訪問看護指示書および訪問看護計画に基づき、サービスを行った場合

に入院中１回（厚生労働大臣が定める疾患等においては２回）に限り算定

＊４　厚生労働大臣が定める疾患等の利用者、特別訪問看護指示書期間の利用者に対して１日２回以上の訪問が必要な場合

＊５　人工呼吸器を使用している状態等にある利用者に対して、１回の訪問看護の時間が１時間３０分を超え場合

＊６　厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して、訪問職員が同時に複数の看護職員とサービスの提供を行う場合

＊７　夜間（午後６時～午後１０時まで）または早朝（午前６時～午前８時まで）にサービスの提供を行う場合、深夜加算もあり（２２時～６時）

イ　訪問看護管理療養費（１日につき）

ウ　訪問看護情報提供療養費

項目		利用料	自己負担額の目安		
			１割	２割	３割
イ　訪問看護管理療養費					
管理療養費	訪問初日	７,４００	７４０	１,４８０	２,２２０
	２日目以降	３,０００	３００	６００	９００
	退院時共同指導加算（適応時）	８,０００	８００	１,６００	２,４００
	退院支援指導加算（適応時）	６,０００	６００	１,２００	１,８００
	在宅患者連携指導加算（適応時／月１回まで）	３,０００	３００	６００	９００
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算（適応時／月２回まで）	２,０００	２００	４００	６００
	２４時間対応体制加算　＊１	６,８００	６８０	１,３６０	２,０４０
	特別管理加算Ⅰ　＊２	５,０００	５００	１,０００	１,５００
	特別管理加算Ⅱ　＊２	２,５００	２５０	５００	７５０
ウ　訪問看護情報提供療養費（月１回）		１,５００	１５０	３０００	４５０

＊１　利用者・家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常に対応でき、必要に応じて緊急の訪問看護を行うことができる体制を整備

＊２　特別な管理を必要とする利用者に対し、　医療器具等の管理、病状の変化等に適切に対応できるように医療機関等との密接な連携体制を確保

エ　ターミナルケア療養費

項目	利用料	１割	２割	３割
エ　　ターミナルケア療養費	２５,０００	２,５００	５,０００	７,５００

２．　その他の費用等

（１）　保険対象外となる利用料

サービスを提供するにあたって、以下の内容は、医療保険の対象外となります

項目	内容	料金（税込）
交通費	事業所から片道概ね２ｋｍ以上	２００円
駐車料金	駐車場がない場合に徴収	実費料金
死後の処置	サービスと連続して行った場合	１０,０００円

（２）　サービス提供のために利用する電気、ガス、水道、電話等の費用については利用者のご負担となります。

（３）利用者の自己負担額は、原則、被保険者証に記載されている負担割合により算定された額となりますが、生活保護に基づく医療扶助や自立支援医療等の公費負担医療制度を受けている場合はこの限りではありません。